

別紙 1

中山間地域等直接支払制度の概要及び宇部市の取組について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域（棚田のように傾斜がある農地）における農業生産活動を行う農業者等へ交付金を支払う国及び地方公共団体による支援制度として、平成 12 年度から実施しており、現在第 4 期（平成 27 年度～平成 31 年度）であります。

中山間地域等については、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持が困難な状況にありますので、宇部市では第 5 期（2020 年度～2024 年度）に当該事業の採択要件の緩和を行い、対象農地を拡大することにより、中山間地域等の環境保全を行うことを計画しております。

この取組により、今後業務量の増加が見込まれるため、ジーベック株式会社が特許を取得している中山間地域等直接支払制度支援システムを新たに導入することにしましたものです。